

～令和8年8月以降の交付物について～

令和8年7月末（有効期限：令和8年7月31日）までは、マイナ保険証（保険証利用登録をしているマイナンバーカードをいう。）の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付していますが、8月以降は、年齢やマイナ保険証の保有状況により下記のとおり対応します。

◎資格確認書（はがき型）が届く方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方

◎資格情報のお知らせ（A4サイズ）が届く方

- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方



資格確認書

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和8年7月31日
交付年月日	令和8年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
年齢	平成20年4月1日
保険種別	1割
保険開始日	平成20年4月1日
保険区分	区分B
保険開始日	平成20年4月1日
保険区分	区分A
保険開始日	平成20年4月1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	59011000 必印(朱)

資格情報のお知らせ

※資格情報のお知らせが届いた方であっても、マイナ保険証による受診が困難な場合など、何らかの理由により資格確認書を希望する場合は、申請手続きをすることにより「資格確認書」を交付します。

●令和8年8月以降の医療機関への受診について

◎資格確認書が届いた方

資格確認書を医療機関の窓口に提示してください。

◎資格情報のお知らせが届いた方

マイナ保険証を医療機関の窓口に提示してください。

※資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関などの受診はできません。なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関などを受診することができます。

問い合わせ先／北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601
役場健康こども課保険年金係 482-2935(課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和8年度の保険料について～

●6月に保険料額をお知らせします

令和8年度の保険料については、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

①基礎賦課額（以下「医療分」とします。）

均等割 【1人当たり保険料】 59,963円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円)× 11.61%	=	医療分算出保険料 【限度額85万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	--

②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とします。）

均等割 【1人当たり保険料】 1,364円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円)× 0.28%	=	子ども分算出保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切捨)
---	---	--	---	--

●1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

**令和8年度
年間保険料**

～令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されます～

この制度は、全ての世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にとってメリットとなります。

令和8年4月から「医療分」と併せて徴収されます。詳しくは上記の《保険料の計算方法》をご覧ください。

●保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場健康こども課保険年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。